



# 栃木県公報

令和2(2020)年  
6月12日(金)  
第112号

## 目次

### 告示

○予定保安林	525
○土地改良区定款変更の認可	527
○建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出	527
○建築基準法による道路の位置指定	527
○建築基準法による道路の位置指定の変更	528

### 公告

○大規模小売店舗の変更の届出	529
○土地改良区役員の退就任	529
○土地改良区連合役員の退就任	531
○都市計画の構想に関する公聴会の開催	532
○同	534
○都市計画変更図書の写しの縦覧	535
○同	535

### 選挙管理委員会

○不在者投票を行うことができる施設の名称の変更	536
-------------------------	-----

### 正誤

○令和2(2020)年第89号中	536
------------------	-----

## 告示

### 栃木県告示第351号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2(2020)年6月12日

栃木県知事 福田 富一

I

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市上久我字三沢2049-2、2051、字裏山2052-1、2053、2054

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字裏山2054（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鹿沼市上南摩町字滝ノ沢753(次の図に示す部分に限る。)、2988、2989
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字滝ノ沢753・2988(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

III

- 1 保安林予定森林の所在場所  
日光市板橋字高野2749-1、字立野ケ入3066(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字高野2749-1(次の図に示す部分に限る。)、字立野ケ入3066
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

IV

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鹿沼市引田字手洗2441、字菅ノ沢2447
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字菅ノ沢2447(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

**栃木県告示第352号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2(2020)年6月12日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
西下ヶ橋土地改良区	令和2(2020)年6月2日
国府土地改良区	令和2(2020)年6月2日
佐野市土地改良区	令和2(2020)年6月2日
栃木市土地改良区	令和2(2020)年6月2日
江戸川用水土地改良区	令和2(2020)年6月3日

(農地整備課)

**栃木県告示第353号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年6月12日

栃木県知事 福田 富一

- 指定構造計算適合性判定機関の名称  
株式会社建築構造センター
- 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
業務を行う事務所の所在地	佐賀県佐賀市駅前中央1丁目9番38号 SONIC佐賀駅前ビル704号室	佐賀県佐賀市駅前中央1丁目5番10号 朝日生命佐賀駅前ビル3階

- 変更年月日

令和2(2020)年5月28日

**栃木県告示第354号**

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第5号の規定により次のとおり道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和2(2020)年6月12日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	指 定 年 月 日	所 管 の 土木事務所
法第42条第1項第5号の規定による道路	芳賀郡益子町大字塙字上西谷3537-1の一部	延長96.35m 幅員6.300～6.843m	令和元 (2019)年 10月16日	真 岡 土木事務所
	那須郡那須町大字高久丙字北原1798-283、1798-284、1798-286、1798-287、1798-289、1798-290、1798-291、1798-292の各一部	延長2.93m 幅員4.54m	令和元 (2019)年 11月29日	大 田 原 土木事務所
	那須郡那須町大字高久丙字北原1798-219、1798-227、1798-228の各一部	延長0.88m 幅員4.57m	令和元 (2019)年 11月29日	大 田 原 土木事務所
	矢板市扇町2丁目1539-10、1539-55の各一部	延長92.73m 幅員6.00m	令和2 (2020)年 1月7日	大 田 原 土木事務所
	矢板市下伊佐野字一本木973-41、973-42、973-622、973-744、973-1084、973-1379、973-1380、973-1381、973-1382、973-1383、973-1480の各一部	延長93.55m 幅員4.48m	令和2 (2020)年 1月22日	大 田 原 土木事務所
	那須郡那須町大字寺子乙字入山2004-123、2004-124、2004-135、2004-237の各一部	延長19.92m 幅員4.42～4.45m	令和2 (2020)年 1月29日	大 田 原 土木事務所
	那須郡那須町大字寺子乙字入山2004-152、2004-159、2004-275の各一部	延長17.16m 幅員4.51～4.57m	令和2 (2020)年 1月29日	大 田 原 土木事務所
	真岡市西郷字上原505-4、506-1、506-4、506-5、506-6、506-7、507-1の各一部506-3 大田山2585-170、2585-446の各一部	延長80.02m 幅員4.20m	令和2 (2020)年 2月27日	真 岡 土木事務所

#### 栃木県告示第355号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（平成21（2009）年7月16日第20045号）を次のとおり変更したので、公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和2（2020）年6月12日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	変 更 年 月 日	所 管 の 土木事務所
法第42条第1項第5号の規定による道路	那須郡那須町大字高久丙字北原1798-239、1798-244、1798-245、1798-246、1798-247、1798-248、1798-249、1798-250、1798-257、1798-258、1798-259、1798-260、1798-261、1798-263、1798-264、1798-265、1798-266、1798-267、1798-269の各一部	延長169.24m 幅員4.57m	令和元 (2019)年 12月10日	大 田 原 土木事務所

（建築課）

**公 告**

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、令和2（2020）年10月12日までに知事に意見書を提出することができる。

令和2（2020）年6月12日

栃木県知事 福田 富一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
たいらや自治医大店  
下野市緑四丁目26番3外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
東京センチュリー株式会社  
東京都千代田区神田練塀町3番地
- 3 変更の概要

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	東京センチュリー株式会社 代表取締役 浅田 俊一	東京センチュリー株式会社 代表取締役 野上 誠	令和2（2020）年 4月1日

- 4 届出年月日  
令和2（2020）年6月4日
- 5 縦覧場所  
栃木県産業労働観光部経営支援課

（経営支援課）

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2（2020）年6月12日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
思川西部土地改良区	理事	山野井久雄		小山市大字下国府塚656	令和2 (2020). 2.14	
	〃		岸 嘉彦	〃 〃 710		令和2 (2020). 3.31
那須疏水土地改良区	理事	石崎藤一郎		那須塩原市豊浦南町88-131	令和2 (2020). 5.20	
	〃	猪瀬 清		〃 上赤田310	〃	

	理 事	菊地 秀一		那須塩原市下永田 5-1388	令 和 2 (2020). 5.20	
	〃	佐々木 賢		〃 三区町658-11	〃	
	〃	手塚 幸男		〃 二つ室25	〃	
	〃	渡辺 喜美	渡辺 喜美	〃 西朝日町15-12	〃	令 和 2 (2020). 5.21
	〃	高野 廣一	高野 廣一	〃 青木594-3	〃	〃
	〃	山崎 廣幸	山崎 廣幸	〃 埼玉76	〃	〃
	〃	青柳 誠	青柳 誠	〃 〃 118	〃	〃
	〃	中里 信義	中里 信義	〃 太夫塚 1-232-13	〃	〃
	〃	池田 道雄	池田 道雄	〃 四区町724	〃	〃
	〃	大類 隆一	大類 隆一	〃 二区町342-15	〃	〃
	〃	関根 禎行	関根 禎行	〃 一区町281-365	〃	〃
	〃	小森 次夫	小森 次夫	大田原市羽田963	〃	〃
	〃		塩水 常男	那須塩原市阿波町110-1		〃
	〃		塩井 秀夫	〃 豊浦17		〃
	〃		秋元 輝重	〃 東三島 4-51-2		〃
	〃		水戸 滋	〃 下永田 1-1098-1		〃
	〃		猪狩 正夫	〃 三区町631		〃
	〃		榎本 建司	〃 北二つ室350		〃
	監 事	塩井 秀夫		〃 豊浦17	令 和 2 (2020). 5.20	
	〃	水戸 滋		〃 下永田 1-1098-1	〃	
	〃	榎本 建司		〃 北二つ室350	〃	
	〃	小針 祐治	小針 祐治	〃 青木1056	〃	令 和 2 (2020). 5.21
	〃		人見 勇一	〃 小結55-1		〃
	〃		相馬 勝政	〃 南赤田323-22		〃
	〃		横田 一雄	〃 一区町221		〃
	〃		青木 文夫	小山市西城南 3-2-8		〃
海 道 土地改良区	理 事		小林 紀夫	宇都宮市海道町143		令 和 2 (2020). 6.1
	〃		小林 剛	〃 〃 484-2		〃
	〃		和田 浩幸	〃 〃 529		〃

理事		石塚 義一	宇都宮市海道町555		令和2 (2020). 6.1
〃		岡川 賢志	〃 〃 1-3		〃
〃		小林 美夫	〃 〃 88-1		〃
〃		斉藤 貢	〃 〃 534		〃
〃		岡川 修一	〃 〃 18-2		〃
〃		橋本 進	〃 〃 395-9		〃
〃		岡川 雄二	〃 〃 80		〃
〃		福田 晴光	〃 〃 19-2		〃
監事		稲見 敏夫	〃 〃 89		〃
〃		坂本 昭夫	〃 〃 116-1		〃
〃		佐藤 有俊	〃 岩曾町495		〃

○土地改良区連合役員の新就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2(2020)年6月12日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区連合名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退任年月日	就任年月日
那須野ヶ原土地改良区連合	理事	阿久津倉一		那須塩原市箭坪383	令和2 (2020). 3.31	
	〃	大田原次夫		〃 青木1218	〃	
	〃	関谷 眞夫		〃 沼野田和557	〃	
	〃	月井 高雄		〃 東原67-1	〃	
	〃	木田美津雄		〃 鍋掛598	〃	
	〃	宮澤 英司		〃 北赤田316-181	〃	
	〃		佐々木 賢	〃 三区町658-11		令和2 (2020). 5.8
	〃		井上 徹男	〃 青木1958		〃
	〃		田代 和一	〃 湯宮877		〃
	〃		松本 伸一	〃 塩野崎48		〃
	〃		花塚 清美	〃 上厚崎119		〃
	〃		澤 稔	〃 鍋掛94		〃
	〃		鍋木 征男	〃 井口8		〃

	監 事	井上 徹男		那須塩原市青木1958	令 和 2 (2020) . 3 . 31	
	〃		高瀬 辰夫	〃 〃 325		令 和 2 (2020) . 5 . 8

(農地整備課)

○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の構想に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領（昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。）第2条の規定により次のとおり公告し、同条第3号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市計画課、関係土木事務所及び関係市町において令和2（2020）年6月12日から令和2（2020）年6月26日まで縦覧に供する。

なお、要領第3条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見申出書を提出することができる。

令和2（2020）年6月12日

栃木県知事 福 田 富 一

1 公聴会の日時及び場所

都 市 計 画 区 域	関 係 市 町	日 時	場 所
宇都宮都市計画区域	宇都宮市	令和2（2020）年7月14日（火） 午後6時30分から	宇都宮市旭1-1-5 宇都宮市役所 （14B会議室）
	鹿沼市	令和2（2020）年7月27日（月） 午後6時30分から	鹿沼市坂田山2-170 鹿沼市文化センター （1階大会議室）
	真岡市	令和2（2020）年7月28日（火） 午後6時30分から	真岡市荒町1201 真岡市公民館 （3・4会議室）
	上三川町	令和2（2020）年7月9日（木） 午後6時30分から	上三川町しらさぎ1-1 上三川町役場 （3階大会議室）
	芳賀町	令和2（2020）年7月31日（金） 午後6時30分から	芳賀町祖母井南1-6-1 農業者トレーニングセンター （2階研修室）
	壬生町	令和2（2020）年7月21日（火） 午後6時30分から	壬生町本丸1-8-33 壬生中央公民館 （研修室）
	高根沢町	令和2（2020）年7月22日（水） 午後6時30分から	高根沢町大字石末2053 高根沢町役場第3庁舎 （第1・2会議室）
足利佐野都市計画区域	足利市	令和2（2020）年7月10日（金） 午後6時30分から	足利市朝倉町264 足利市民プラザ （4階401号室）



	佐野市	令和2(2020)年7月13日(月) 午後6時30分から	佐野市高砂町1 佐野市役所本庁舎 (市民活動スペースAB)
小山栃木都市計画区域	栃木市	令和2(2020)年7月15日(水) 午後6時30分から	栃木市万町9-25 栃木市役所本庁舎 (3階正庁)
	小山市	令和2(2020)年7月20日(月) 午後6時30分から	小山市中央町1-1-1 小山市文化センター (地下1階視聴覚室)
	下野市	令和2(2020)年7月17日(金) 午後6時30分から	下野市笹原26 下野市役所庁舎 (3階会議室)
	野木町	令和2(2020)年7月16日(木) 午後6時30分から	野木町大字丸林571 野木町役場新館 (2階大会議室)

2 都市計画の構想

(1) 宇都宮都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

宇都宮市の全部、鹿沼市の一部、真岡市の全部、上三川町の全部、芳賀町の全部、壬生町の全部及び高根沢町の全部  
約95,263ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり
- c 持続可能で効率的な都市づくり
- d 新技術を活用した環境にもやさしいスマートな都市づくり
- e とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定める。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

(2) 足利佐野都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

足利市の全部及び佐野市の一部  
約31,030ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり
- c 持続可能で効率的な都市づくり
- d 新技術を活用した環境にもやさしいスマートな都市づくり
- e とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定める。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

(3) 小山栃木都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

栃本市の一部、小山市の全部、下野市の全部及び野木町の全部  
約57,611ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり
- c 持続可能で効率的な都市づくり
- d 新技術を活用した環境にもやさしいスマートな都市づくり
- e とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定める。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

3 その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書を提出した者のうちに公述人となる意思を有する者がいない場合は、公聴会を開催しないものとする。

なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ、栃木県県土整備部都市計画課計画担当（電話028-623-2465）に問い合わせること。

○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき区域区分の変更に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領（昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。）第2条の規定により次のとおり公告し、同条第3号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市計画課、関係土木事務所及び関係市町において令和2（2020）年6月12日から令和2（2020）年6月26日まで縦覧に供する。

なお、要領第3条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見申出書を提出することができる。

令和2（2020）年6月12日

栃木県知事 福田 富一

1 公聴会の日時及び場所

都市計画区域	関係市町	日 時	場 所
宇都宮都市計画区域	鹿沼市	令和2（2020）年7月27日（月） 午後6時30分から	鹿沼市坂田山2-170 鹿沼市文化センター （1階大会議室）
	真岡市	令和2（2020）年7月28日（火） 午後6時30分から	真岡市荒町1201 真岡市公民館 （3・4会議室）
足利佐野都市計画区域	足利市	令和2（2020）年7月10日（金） 午後6時30分から	足利市朝倉町264 足利市民プラザ （4階401号室）
	佐野市	令和2（2020）年7月13日（月）	佐野市高砂町1

		午後6時30分から	佐野市役所本庁舎 (市民活動スペースAB)
小山栃木都市計画区域	栃木市	令和2(2020)年7月15日(水) 午後6時30分から	栃木市万町9-25 栃木市役所本庁舎 (3階正庁)
	小山市	令和2(2020)年7月20日(月) 午後6時30分から	小山市中央町1-1-1 小山市文化センター (地下1階視聴覚室)
	下野市	令和2(2020)年7月17日(金) 午後6時30分から	下野市笹原26 下野市役所庁舎 (3階会議室)

2 都市計画の構想

(1) 宇都宮都市計画区域

ア 構想の名称

宇都宮都市計画区域区分

イ 対象となる土地の区域

鹿沼市深津の一部

真岡市寺内の一部

(2) 足利佐野都市計画区域

ア 構想の名称

足利佐野都市計画区域区分

イ 対象となる土地の区域

足利市県町、下洪垂町、百頭町、大前町、羽刈町及び小曾根町の各一部

佐野市中町の一部

(3) 小山栃木都市計画区域

ア 構想の名称

小山栃木都市計画区域区分

イ 対象となる土地の区域

栃木市吹上町、野中町、大塚町、都賀町平川、都賀町升塚及び都賀町家中の各一部

小山市大字延島の一部

下野市下坪山、花田、絹板及び笹原の各一部

3 その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書を提出した者のうちに公述人となる意思を有する者がいない場合は、公聴会を開催しないものとする。

なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ、栃木県県土整備部都市計画課計画担当(電話028-623-2465)に問い合わせること。

○都市計画変更図書の写しの縦覧

壬生町が都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和2(2020)年6月3日に変更した、宇都宮都市計画用途地域の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和2(2020)年6月12日

栃木県知事 福田 富一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

壬生町が都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定によ

り令和2(2020)年6月3日に変更した、宇都宮都市計画地区計画(壬生町六美町北部地区)の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和2(2020)年6月12日

栃木県知事 福田 富一  
(都市計画課)

### 選挙管理委員会

#### 栃木県選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり名称の変更があったので告示する。

令和2(2020)年6月12日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊藤 勤

施設の名 称		所 在 地
変 更 前	変 更 後	
一般財団法人佐野メディカルセンター 佐野市民病院	医療法人財団佐野メディカルセンター 佐野市民病院	佐野市田沼町1832-1
一般財団法人佐野メディカルセンター 介護老人保健施設あそヘルホス	医療法人財団佐野メディカルセンター 介護老人保健施設あそヘルホス	佐野市田沼町1832-1

### 正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
令和2 (2020)年 第89号	251	32	那須塩原市一区町281-365	那須塩原市一区町281